

中小企業エネルギーコスト削減助成金  
令和5年度補正 募集要項／申請書類／手引き／報告書類等更新経過

NO	日付	書類名	更新内容
1	R5. 8. 1	各種書類等	<p>令和5年度補正の書類等（計画申請に係わるもの）を一括公表 令和5年度と異なる（修正した）書類は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要領</li> <li>・事業計画提出書類一覧（チェックリスト）</li> <li>・様式1 事業計画書</li> <li>・様式4 中小企業エネルギーコスト削減計画書 （WordをExcelに変更。電気の契約種別が電灯または動力のどちらか1種類の場合と両方を契約している場合でシートを分けました。）</li> <li>・記入例 様式1～5</li> <li>・GX様式1 事業計画書</li> <li>・記入例 GX様式1 事業計画書</li> <li>・GX様式7 内示済み事業者向け事業期間延長届出書</li> <li>・GX様式8 内示前事業者向け事業期間延長届出書</li> <li>・GX様式9-2 照明設備集計表</li> </ul>
2	R5. 8. 3	記入例1～5	様式5 事前着手届の記入例を修正
3	R5. 8. 25	募集要領	<p>P. 3 「なお、事前着手届が提出された場合であっても、令和5年4月1日以降の取組が対象になりますが経費の支払いは内示後になります。」を 「なお、事前着手届が提出された場合は、令和5年4月1日以降の取組が対象になります。<b>（ただし、経費の支払い〔着手金及び分割払金を除く〕は、原則として、「内示日」または「事業実施期間終期〔事前着手届の完了予定日〕の概ね1か月前の日」のいずれか早い日以降となります）」に変更</b></p> <p>P. 9 「3）事務局からの事業計画の確認（内示）前に、発注・契約、納入、支払（前払含む）等を実施したもので事前着手届の提出が無いもの」を</p>

			<p>「3)事務局からの事業計画の確認(内示)前に、発注・契約、納入、支払(前払含む)等を実施したもので事前着手届の提出が無いもの(事前着手届が提出された場合、経費の支払い[着手金及び分割払金を除く]は、原則として、「内示日」または「事業実施期間終期[事前着手届の完了予定日]の概ね1か月前の日」のいずれか早い日以降となります。)」に変更</p>
--	--	--	---